

財形持家融資制度の基本的な仕組み

	頁
(1) 勤労者財産形成促進制度の原則	1
(2) 財形融資制度の概念図	4
(3) 財形持家分譲融資の推移	5
(4) 財形持家個人融資貸付決定の推移	6
(5) 財形持家融資制度等の内容	7
(6) 財形持家個人融資を受けるための勤労者の要件	9
(7) 財形教育融資の概要	10
(8) 財形教育融資貸付決定の推移	11
(9) 雇用・能力開発機構における教育融資の対象者の利用した教育機関	12
(10) 独立行政法人雇用・能力開発機構 財形勘定収支改善計画及び実績	13

勤労者財産形成促進制度の原則

1 自主性の原則

財形制度は、勤労者の自主的な努力に対して国や事業主が援助しようとするものであり（財形法第3条、第7条）、健康保険や雇用保険のように制度への参加を強要するものではない。勤労者がこの制度を利用するかどうかは全く勤労者の自由である。また、事業主が勤労者財産形成貯蓄をしようとする従業員から申出を受けた際これに応じて賃金から天引きをするかどうか、給付金制度等に基づく給付金を拠出するかどうかも原則として自由である。さらに、勤労者財産形成貯蓄や給付金契約等の取扱機関となる金融機関や証券会社・生命保険会社・損害保険会社などについても、具体的な預貯金、信託、証券貯蓄・貯蓄保険などを準備するかどうか強制されてない。

このように、この制度は、それぞれの立場において自由な制度として構成されているため、関係者の協力がこの制度を支える基盤となっている。

2 三者協力の原則

財形制度は、勤労者の財産形成の努力に対して事業主や国が協力援助すること（財形法第3条、第7条）を基盤の一つとしている。

財形貯蓄等について、貯蓄をするかどうかは勤労者が決めることであるが、その貯蓄を行うについては、事業主が協力して賃金から天引きして金融機関等に払い込む事務を負担することが必要である。これにより、勤労者は金融機関等へ出向く必要がなくなり、計画的、自動的に貯蓄することができることとなる。

事業主は、勤労者の申出を受けなければならないという法律上の義務はないが、努

力義務規定が設けられており（財形法第7条）、事業主がこの申出を受けることが要請されている。また、事業主が給付金を拠出し（財形法第6条の2）、又は基金に拠出すること（財形法第6条の3）によって勤労者の自主的努力に対して援助をすることができるわけであるが、国もこの勤労者の貯蓄と事業主の援助に対して税制上の優遇措置を講ずることにより援助を行う（財形法第8条）。

また、この制度では、独立行政法人雇用・能力開発機構から資金の貸付を受けようとする事業主等は、住宅の分譲又は転貸に当たって勤労者の負担を軽減する措置を講ずることにより、従業員の持家取得に協力することとしている（財形法第9条第2項）。

国は、勤労者の負担を軽減するため、低利で長期の資金を貸し付けることとし、この貸付けの原資は金融機関から調達することとしており、一定の条件の下で利子補給措置を講じている（財形令第37条）。

以上のように、勤労者の自主的な財産形成の努力に対して、事業主が協力し、さらに国がこれに対して援助を加える三者協力の原則がこの制度の一つの特色となっている。

3 勤労者への貯蓄還元の原則

財形貯蓄制度はそれ自体財産形成促進制度として完結した制度である。金銭の預入等に対して利子等が付せられており、また財形給付金や財形基金の拠出金が付加されるなど、それで財産づくりとしての目的は達成されている。しかし、他方において、勤労者は財産づくりのためにまとまった資金を必要としている。したがって、勤労者が金融機関等に蓄積した資金がさらに勤労者の財産形成に役立つような方法で運用できればより効果的である。このような観点から融資制度が考えられている。

その還元は、財形貯蓄契約等を締結した金融機関から独立行政法人雇用・能力開発機構等が原則として債券発行又は借入金によって財形貯蓄等残高の三分の一を限度として調達し（財形令第42条）これを勤労者に転貸する事業主等に貸付けることにより行われる。この際この貸付を受けることができる事業主は、財形貯蓄等について賃金からの控除及び金融機関等への払込事務を行っている者に限られる。また、この資金

により建設された住宅の分譲又は転賃を受ける勤労者は、財形貯蓄契約を一年以上続けて行っている者に限られる（財形令第31条）。

これは貸付の原資が財形貯蓄等であることから付された要件であり、貯蓄された資金は貯蓄者のために利用しようという思想から出たものである。つまり、勤労者全体の資金で、住宅資金を必要とする勤労者の要望を実現しようとするもので、勤労者の相互扶助による持家建設の促進ともいえるものである。